

総 社 市 教 育 委 員 会 会 議 録

1 開 会 令和8年1月19日 午後 2時00分

2 閉 会 令和8年1月19日 午後 4時30分

3 場 所 市役所6階 602会議室

4 出席又は欠席した委員

出席委員

教育長	久 山 延 司
教育長職務代理者	三 宅 眞砂子
委 員	児 島 塊太郎
委 員	三 上 啓 子
委 員	瀬 尾 英 子

5 会議に出席した者

教育部長	江 口 真 弓
教育部参事兼教育総務課長	藤 原 直 樹
教育部参事兼部活動改革推進室長	矢 吹 慎 一
教育部学校教育課参事	田 中 よし子
学校教育課長	村 山 俊
こども夢づくり課長	大 西 隆 之
教育総務課長補佐	前 原 夕美子

6 会議録署名委員

久 山 延 司	瀬 尾 英 子
---------	---------

7 議事の大要 別紙のとおり

【開会 午後２時００分】

◆久山教育長 ただいまから教育委員会を開会いたします。まず、議事録の署名委員についてであります。会議録署名委員は、会議規則第１６条の規定により、私のほか出席委員中、瀬尾委員をお願いします。

それでは今日は、最初に私からの報告をさせていただきます。前回、昨年１２月１９日に行われました教育委員会で、職員の懲戒処分をしました。大変残念なことなのですが、いろいろ委員さん方によく考えていただいて、適切な措置をしていただいたと思っております。その後、２３日に記者会見をしまして、公表ということでございます。１９日の会議、ここで処分を決めた後、この場で本人に対して辞令交付、停職二か月、１２月２０日から２月１９日までという処分の辞令を交付しました。私と藤原参事も同席してくれたのですが、停職ですから２か月経ったら、勤務できるわけなのでね、絶対辞めるなど、仕事を辞めるということがないようにと、みんな措置が終わった後は温かく迎えるから、元気でいて一緒に仕事をしようという話をしています。その後も教育総務課の方で藤原参事を中心に、本人とも連絡を取ったり、本人と直接会って話をしてくださったりしています。深く反省しながら、今後のことをしっかり考えている状況であります。健康で過ごしていますので、ご安心ください、ということです。あの後それぞれの課長さん・室長さんに集まってもらって、これを受けて今後どうしていくか、どういうふうに対応していくか、再発防止も含めて今後の在り方について話をしました。この問題は、初めての業務でどうしていいかわからない、引継ぎを受けていたのですが、具体的な動きが分からなかったというところもあったのだと。相談もせずに自分の中で、一人で抱えていた。だんだん時間が過ぎて切羽詰まってしまった。催促があって、それしか方法がないと自分では思っていた。どこかの時点で相談していたら展開が全然変わっていたということでありまして、自分が利益を得ようとか、誰かを陥れようとか、そういうことから起きたことではないわけで、仕事上の怠慢と言えば怠慢で、そういうところから始まっています。絶対にそういうことがないように、一人ひとりが自分の役割に責任をもつと同時に、相談できる、苦しい時は苦しいとか、分からない時は分からないとか、そういうこともはっきり言える、そういう職場でないといけないという話をしました。年度始めの教育長訓示で、「伝える」「確かめる」この二つのことを今年度は重点を置いて、いろんな仕事に取り組んでいこうという話をしたところであります。また、委員さん方には、事務局の業務に対して何か気になることがもしありましたら、ご指摘・ご指導いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。それからもう１点、報告というかこれまでも何回も、教育委員会が一番大きな問題として、議題としても取り上げてきた問題で、教育体制という問題があります。冊子の資料を後からお配りしたと思います。教育委員会の教育施設、「幼・小・中・義務教育学校の適正規模・適正配置に関する検討」ということで、人口減少地域の学校の今後の在り方、人口増加地域、特に東方面が増加している傾向があります。そういう教育体制、場合によっては思い切った施策を打っていかないといけない、そういう状況になると思います。このあと部長の方から、１１月議会の内容を、前回時間の関係でできません

でしたので、ちょっと時間が経ちましたが、議会で出たことについて説明します。その中でも2人くらいからこの問題が出されています。毎回のようにこの問題は一般質問という形で出されていますので、我々としても真剣に考えていかないといけないと思っています。継続的に教育委員会でも検討をしていただくわけですが、資料にして、具体的な数字を入れて説明をさせていただいたうえで、ご意見等をいただけたらと思いますので、今日はこのように資料を用意しましたので、主だったところだけ説明させていただきます。1ページと2ページを、見比べながら見ていただきたいと思います。1ページは令和7年5月1日現在の資料です。2ページは令和8年4月1日の見込みです。ここで見ていただきたいのは、例えば上から見ると、小学校のところですが、総社小学校を見比べますと、一番右のところは総合計です。総合計だけで見ると、今846名、8年度は860名、微増、この辺りもどうなるか分かりませんが、今のところそういうふうな状況です。大きく下がっていく、少なくなっていくのが、北小が138名が129名になる、そういう予定です。池田小が21名が20名、これは1名だけの問題ですが、ずっと微減が続いているという状況であります。秦小が73名が68名、神在小が59名が52名、西小が132名が129名ということで、小規模校が一気に大きく下がるのではなくて、微減という状況で続いています。川西地区では新本小が唯一67名が69名ということではありますが、これは、左の方の1年生のところを見ていただくと、令和8年の4月1日の見込みが14名、この学年だけが多い。あとはこれで見えていただいても1桁が続いていて、このあとも1桁が続きます。このあとは一気に減ります。そういうような状況でたまたまこの年度は、67名が69名と増えるけど、このあと減り方はかなり大きくなります。全体としては令和7年が3927名、令和8年が3993名ということで、ここから転出があったとしても、全体としてはそんなに大きく減ることはないと思います。ただ、大きいところがより大きく、小さいところがより小さく、この格差が大きくなるということはよくわかります。このような状態であります。3ページは、令和9年から13年の見込みですね。これは学区の住所から拾っていますから、学区を越えてということ、総社市は施策をいろいろしていますから、どうなるか分かりませんが、その学区にはここに挙げた数の子どもがいるということでありまして。左から令和7年、一番右は13年というふうな順になっています。一番下の昭和五つ星は、7年度は実数、8年度は見込みですが、今の段階で希望がある、他学区から入ってくる子も含まれています。9年度からは学区内の子どもの数、ぐっと減っているのはそういうことです。池田小の8年度は1名となっていますが、秦小へ行く可能性がある子どもが、これ以外にも2人います。実際に子どもがいても、学区を越えて就学できるという制度がありますから、数の通りに行かないということもあります。4ページは中学校です。中学校は小学校の変化、減少とか増加とかが何年か遅れてそのまま反映されてくる。それに、中学校の場合は、中学校へ入るときに県立中学校ですとか、私立の中学校とかへ行く生徒もいますから、小学校の推計がそのまま反映されるとは限らない状況であります。今のところの見込みで、8年度はそういうことがありますから、ここから抜けていく可能性はあります。今、県立中は試験が終わって、発表がもう

少ししたらありますので、これからいくらか減ると思います。中学校は数の上では、7年が1985名、8年が1989名ということではありますが、例年でいくと20名から30名減るという状況であります。5ページです。川西、高梁川以西の小学校の減に伴って、総社中学校が11年、12年、13年あたりから影響が出る、減っていきます。6ページは、複式学級です。非常にわかりにくい図なのですが、左上が池田小、その右側が秦小、左下が神在小、右下が新本小ということで、小規模校の推移を描いています。緑とか青とかオレンジとか、色がついているところが、基本的に16名以下、隣り合う学年が16名以下の場合は、複式になります。それだけで見た場合の複式になる隣り合う2つの学年を色で示しています。1つ目が緑、2つ目が青、3つ目がオレンジという形になっています。いろいろな規定があって、複式が解消される場合も多々あるのですが、池田小はずっと今の状態ですと完全複式が続きます。秦小は7年度、今年もそうなのですが、複式になる可能性がある学年が緑で色付けしてあるということは、人数的にいうと該当する学年なのですが、解消されています。今は本当は複式なのだけど、解消されているという状況。11年には2つになりますから、ここではどちらかは解消される可能性はあるけど、どちらかは解消されない。だから1つは複式になる。9年は、令和8年度から増えなかったら、5年生・6年生合わせて16名ですから複式です。1人増えて17人になったら複式学級は自動的に解消されますが、このままだったらどちらかが複式に残ります。8年度に神在小が複式になる可能性が高いという状況です。10年以降は、2つあって1つは解消されても1つは残ってしまうから、1つは複式になる、ということです。9年は解消される可能性が高いと思います。新本小は10年が1つだけですが、1・2年生で8人以下ということになりますから、ここでもう複式になると思います。11年も2つありますから、1つは解消されても1つは残る。12年・13年も複式が続く状態になります。こういうことで、8年に神在がなったら、そのあと10年・11年と、その2・3年で複式の学校が増える、減っていったら、だんだん複式も増えるという状況であります。7ページは幼稚園の状況です。幼稚園は保育所がありますから、子どもの数がそのまま、その地域の子どもの数がそのまま反映されるということにはならないのです。今は保育所の方がだいぶ規模が大きい状況です。12月5日現在で幼稚園が654名ということで、去年よりかなり減る状況であります。特区の状況、統廃合を将来的に考えるとしたらですね、9ページ・10ページ辺りは施設・設備の老朽化、築年数を資料とさせていただきます。児童生徒の推移について主に、数字で確認したいと思って、このような資料を用意させていただきました。将来的には、将来的にはというか、これを見ると10年先、20年先でない将来です。近い将来でいろいろなことを考えていかないといけないかなと思っています。教育委員会で一番大きな課題ではないかなと思っています。これで説明は終わらせていただきます。これをグラフにしたりして、内輪ではよくわかっていただけるのですが、将来的にというか、1年先・2年先には、外部に対して説明していく必要がある時が来るので、これも資料で作っていきたいと思っています。何かお感じになったこととか、そういうことがありましたらご自由にお願ひします。これまでもいろいろお話しさせ

ていただきましたが。

◆**児島委員** 複式にしても、学校は閉じないという方向ですね。

◆**久山教育長** そうですね。今、池田がまさにそういう。同じくらいの規模だった維新は、五つ星の方に統合とは言わないですけど、義務教育学校にしたと。実質的な統合と言えるかもしれませんが。基本的には、議会答弁とかで教育特区ですとか、小規模特認校という制度を作ったわけだから、それをしっかり生かして進めていきたいと、統合は現時点では考えていないという答弁をしています。そういう協議会のような、よく新聞に出ていますよね、最近では井原市が立ち上げたとか、外部の人のそういう委員会を立ち上げて、そこに教育委員会が諮問をするという形で、答申を受けて計画を立てる、そういう手順を踏んでいるところが多い。それが報道されますから、議員さんの方から一般質問で、協議会をどうして作らないのかと言われます。これを作る・作らないは大きいのです。「作る」ということで発表すると、というか本当に作ったら、当然それは報道されますから、教育委員会は統廃合に向けて動き出したな、というふうに捉えられますから、そうすると特区とか、小規模特認校とかの制度が活用をあまりしなくなるということがあります。それをするということは、その協議会を立ち上げるということはものすごく一大決心で、そういう方向だということを教育委員会、この会議でもそうだし、市長部局も含めて共通理解がはっきりできていないと立ち上げられない状況です。

◆**児島委員** 変な質問なのですが、複式にした場合、一人の先生が同じ時間帯で両方を教えていくわけですか。

◆**久山教育長** 方式としては2つあって、1つは「わたり」というもので、例えば2年生・3年生が1つの学級で、同時に一人の先生が2年生に教えて、演習をさせておいて3年生の方にまた教える、こういうふうに両方教えながら進めてく、これが「わたり」です。それから、「AB年度」というのがあって、2年・3年ではできないのですが、3・4年とか、5・6年だとかというところでは、今年度は4年生も含めて3年生の教科、次の年度は4年生の教科という、これは、転入とかがあると非常に困るのです。「わたり」の授業は、積み上げの教科はできないと思います。国語とか算数とか、そういう積み上げの教科はできないと思います。「AB年度」と「わたり」を組み合わせるやっていくような状況ですね。市費で講師を雇って、担任の先生が両方の担任ではあるけど、算数は別々に、国語は別々に、そういうようなこともしている状況です。

◆**三上委員** 質問してよろしいですか。池田小は特区ということもあって、複式ですけど解消していて、市費で講師がいて、算数・国語のあたりは別々に、その学年の授業をしていますよね。今後、秦とか、神在とか、複式だけれど解消していこうと思うと、やはり市費の講師の先生を増やしていく必要があるということですね。このままでいくと。

◆**久山教育長** このままでいくとね。その理解が得られるかというあたり、本格的にここから入っていくということなのですね。その予算が嵩んでいくようになります。それだったら統合すべきではないかという意見が、この辺りから強くなるということが考えられま

す。

◆三上委員 そうですね。例えば神在だったら、3・4年の複式は割とよくあるのですが、2年と3年の複式でもあるということですね。2・3年の複式、4年生になったら単式になるということは、「AB年度」でいったときに、国語とか算数は別々でしていても、社会とか理科を「AB年度」でいていましたけど、それも難しいということですね。2年・3年でいくと。

◆久山教育長 単複繰り返しにならないように、そういう時には加配が県から付いて解消されるということではあるけど、それも2つの学年が、9人以上いての話ですから。もっと少ないところだとそういうことも言っていられない、解消の対象にならないので、今先生がおっしゃったようなことが起きてくる。あまり人数が少なくなると、「AB年度」は難しいでしょうね。「わたり」でするしかない。

◆三上委員 そうですね、「わたり」でいかないと。「わたり」でいくとなると、なかなか担任にとって厳しくなりますよね。

◆児島委員 ベテランじゃないと、若い人だと難しいですね。複式学級。

◆久山教育長 だれがしても難しいのは難しいと思いますが、だんだん増えてくると、もちろん県の研修というか、そういうのはあるけど、市としても研修をしていかないといけないでしょうね。効果的なのは「わたり」。私は中学校だったので経験がないのですが、想像したり、実際に授業を見たりすると、本当に難しいだろうなと。教えている時間と、そうでない時間、その時間に何をさせるか、その時間もじっくり考える時間になっているか、単なる同じことの繰り返しのドリルになっていないか、そういうことも見ていかないといけないと思いますね。

◆三上委員 私は1・2年の複式の経験があるのですが、なかなか厳しかったです。1・2年で複式をしようと思うと、空きの時間、子どもが遊ぶ時間がないようにしようと思うと、2学年分の、その時国語も算数もでしたので、単複繰り返し、2学年分の教材研究をして、1時間の流れの中でどこで「わたり」をしていくかを考えて、ワークシートの用意をするので、2学級分のワークシートも用意して、なかなか負担が大きいというか、なかなか難しい事態が生じるなど。

◆久山教育長 低学年は低学年の難しさがあるし、高学年は高学年の難しさがありますね。高学年になると、学習内容が非常に難しくなるし、量も多くなるということで、そういう難しさがあります。

◆三上委員 1時間に収めていかないといけない。

◆久山教育長 ほかに何かありますか。今後、今まで答弁してきた内容、今回この後ご紹介しますが、それが今現時点での教育委員会としての考えであり、市長が答弁した分については市長の考えであるわけですが、将来的にそれにとらわれていけるかどうかという問題はあるわけで、いろんなことから物事を考えて、今まで答弁してきたことと全く違う方向に進んでいく場合も考えられると思いますので、教育委員の皆さんもアイデアといいますか、こ

ういうふうにしていくベストのアイデアがあるかどうかはわかりませんが、ベターなのではないかとか、そういうことも今後、具体的に協議をしていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。私からは以上です。

次に、報告事項に入ります。まず、(1)「令和7年11月定例市議会一般質問の概要について」事務局から説明願います。

◆江口教育部長 令和7年11月定例市議会一般質問の概要でございます。この議会では、6名の議員さんから教育関連のご質問がありました。まず、1番目の高谷議員のご質問は、先ほど教育長からもご説明がありました、幼小中の再編についてのご質問です。(1)幼小中の義務教育等の将来体制をどのように考えるか。との質問です。これに対しまして、教育長の方からは、総社市の幼小中の教育体制の最も大きな課題は、幼児児童生徒数の地域間の格差が拡大しているということである。そのような状況の中で、コンパクトシティを目指さないという市長の基本的な姿勢・考え方は、教育委員会も全く同じ考えをもって現行の教育体制を維持することを目指し、その方策として、平成26年度から教育特区を、令和6年度から小規模特認校制度を開始して学校規模の平準化を進めているところである。長期的に考えると、教育体制の新たな方策を根本的に考えていかないといけない時が来るかもしれないが、教育特区は一定の成果を上げている。また、小規模特認校制度については、まだ始めて間がないことから大きな成果とはまだなっていないが、当面は、これらの制度の一層の充実、推進を図って、幼児児童生徒数の確保、学校規模の平準化に努めたいと考えている。という答弁をされております。次に、(2)国の適正規模・適正配置・統廃合の方針を踏まえ、子どもの教育環境を最優先とし、今後どう考えるか。とのご質問ですが、教育長の方から、国から適正規模・適正配置が示されている。国は、適正規模を小中学校で12学級から18学級、義務教育学校の場合は18学級から27学級としている。また、学校の適正配置は、通学距離が小学校で概ね4キロ、中学校・義務教育学校では概ね6キロと示されている。それと同時に国は基本的な考え方として、学校統合を行うか、学校を残しつつ小規模校の良さを生かした学校づくりを行うか、休校した学校の再開を検討するかなど、活力ある学校づくりをどのように推進するかは、地域の実情に応じたきめ細かな分析に基づく各設置者の主体的判断、また、コミュニティの核としての学校の性格や地理的要因・地域事情等に配慮する必要、特に過疎地など、地域の実情に応じて小規模校の課題の克服を図りつつ小規模校の存続を選択する市町村の判断も尊重と述べている。具体的に本市でこの国が示す適正規模に当てはまらない学校がどのくらいあるかというと、通常学級が12学級未満の小規模の小・中・義務教育学校は9校ある。通常学級が19学級以上の大規模の小・中学校は4校ある。このように規模に大きな差があるわけだが、子どもの教育環境というのは、学校規模だけでなく、地域の特性を生かして、地域に根差した学校であるということも大切な要素であると考えている。また、小規模校では、少人数によるきめ細かな指導・支援によって、個々の子どもの個性を伸ばすことができる。大規模校では、切磋琢磨する環境の中で、多様な物の見方や考え方に触れることができる。そういうそれぞれの学校規模の良さがある。その良

さを生かしながら、地域連携を一層進めるとともに ICT 等の活用によって交流の機会を増やす、あるいは活躍の機会を設けることでデメリットを解消していくことなどにより、それぞれの学校の教育効果を上げていきたいと考えている。と答弁されました。次に、議員からの通告では、(3) 将来展望を考えるための委員会等の設置が急務と思うがどうか。という質問をされる予定でしたが、当日は当局側への答弁は求められず、高谷議員ご自身のご意見として、委員会の設置が必要であると思っているので、早く立ち上げて検討するよう前向きに考えて欲しい。というような思いを述べられて終わりました。次に、共産党の新人議員の柴田議員からのご質問です。給食費の無償化についてのご質問です。まず、①学校給食の無償化について、国の動向を把握しているか。との質問です。この議会でのこの答弁を考えていた時には、まだ国の動向というのが報道で示されている以上に、何もまだ教育委員会側は提出されておりましたので、答弁とすれば、報道されている以上の情報は、教育委員会としては持っていない。今後具体的な制度が示されると思うが、全国一律で小学校給食の無償化を実施するのであれば、国の責任において全額国費で負担すべきと考えている。という答弁をされておりました。このあと国からの方針が示されております。その方針に基づいて、来年度の予算等を検討する中で、市としましては、小学校の学校給食の無償化に進めていきたいという方針を持ちながら、2月議会で予算と条例等を挙げていく予定としております。その財源は国と県が半分ずつ持ってくれるということになっておりますが、補助金の基準額というのが、子ども一人あたりで月にすると5200円という線を引かれております。総社市に照らしますと、その5200円を超えて給食費の方を賄っておりますので、その超えた部分は、国は市が負担してもいいし、保護者から取ってもいいというふうに示されておりますが、総社市とすれば、その超えた部分は市が持って、無償化をやっていこうと、市長までの話ではそういうふうになっているところがございます。次のご質問で、②給食の意義・目的は何か。との質問でした。教育長の方から、学校給食法には、この法律の目的として、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たしているものであることを鑑み、学校給食の普及充実及び食育の推進を図ることと示されている。本市では特に、健康に良い食事の摂り方、食事環境の整備、望ましい食習慣の形成を図るとともに、食に関わる人々への感謝の気持ちや勤労を重んじる態度、生命や自然を尊重する精神を養うことが特に重要であると考えている。家庭科、社会科、生活科、学級活動などの指導と関連を図りながら指導を行っている。という答弁をされております。その答えに對しまして、また柴田議員の方から、給食は大切な教育の一環であるということから、国や自治体が責任をもって援助すべきだと考えるがどうか。という更問がございまして、市長の方から、全国に差異が出ている。財政力の強い東京、関東などは非常に有利な状況にあり、財政が厳しい自治体においてはその反対である。考え方を聞かれれば、やはり全国一律であるべきだと私は基本的には思っている。という答弁をされております。次の質問、③小学校を無償化すると、どのくらいの予算が必要か。ということですが、この時は国からの基準額がしっかりしたものが出ていなかった

たので、小学校の給食費を無償化するということで、仮にこれを全額市費で賄おうとすると、令和7年度の当初予算額で言うと、小学生約4000人が1食当たり335円の給食を206回食べるものとして、年間で約2億7600万円の予算が必要となる。なお、令和8年度においては、物価高騰により今年度以上の予算が必要になると見込まれる。という答弁をされております。次の、④小学校入学から中学校卒業までの給食費無償化は考えられないか。という質問ですが、中学校は無償化を実施しております。この時は国の動向が分からなかったため、国の方針が示された段階で、本市として判断したいと思う。と答弁をされております。その答弁を受けてまた柴田議員から、物価高騰による給食費の値上がり分を当面補助して値上げを抑えることはできないか。という更問がございました。それに対しましては教育長から、今年度においても条例上で示された給食費と実際にかかった給食費は違っており、その差額分は市が負担している。今後についても考えていきたいと思っている。という答弁をされております。

◆藤原教育総務課長 それでは引き続き、3人目の方、岡崎議員です。岡崎議員も給食の関係の質問をされております。(1)給食費の無償化について。でございます。①本市独自の中学校の給食費無償化事業は、一食当たりの単価はいくらか。また、全体ではどれぐらいかかっているのか。というご質問をいただきました。これに対しまして教育長の方から、令和6年度の決算で言うと、1食当たりの単価は381.4円かかっており、全体では、約1億3380万円となっている。また、今年度末の見込みで言うと、1食当たりの単価は410円で、昨年度と同様の食数で計算すると全体で約1億4380万円の経費がかかる見込みとなっている。というふうに答弁をされております。それから、②来年度に向けて、国が小学校の給食費の無償化を検討しているが、本市の対応はどうか。というところでございますが、こちらについても先ほどと同様、この段階であまりはっきりしたものが国から示されておりませんで、報道ベースでの答弁をしております。その時は、1人月額4700円が国の支援基準額ということでございましたので、市の負担額をこれを基に計算してみると、その4700円と実際にかかっているお金の差額で、8000万円から8500万円程度必要になってくる。実際には今後の国の動向に注視しながら早急に考えていくと答弁をされております。先ほど江口の方からもありましたけれども、今、国が示しているのが5200円でございます。4700円から10%程度値上がりも考慮して5200円ということですので、単純にこれで当初予算の金額ベースで計算しますと、それでも6000万円強の市の負担が必要になってくるということでございます。決して少くない金額ではあるのですが、今の考え方としては無償化をしていこうというふうに考えております。それから、③幼稚園の魅力化のため、給食費の無償化は考えられないか。ということですが、こちらについては市長の方から答弁をされておまして、全部ただ、もう幼稚園もやれということは、もうちょっとゆっくり目をお願いしたいと思うが、それぞれのお宅の財政負担を考えれば無償化した方がいいに決まっているし、幼稚園の特異性を上げていくためにもメリットだと思うが、保育所に行っている子はただではないということに多分なってくるので、全員

ということになってきたときに総社市の財政は一体どうなのかということにも繋がってくると思う。もうちょっとゆっくり検討させてもらいたいと思う。というふうに答弁をされております。それから(2)公会計化の現状について。給食費の関係の公会計化でございます。市の一般会計の方に予算を計上してという部分の話ですが、①公会計化の前後での未収状況はどうか。給食費の未収状況はどうかというご質問でございます。これについて教育長の方からですが、学校給食費の公会計化については、学校における教職員の働き方改革の具体的な一つの方策として、令和4年度から実施しているところだが、それまでは各学校で集金をして、学校給食センターえがおに支払っていた。公会計化以前の未納者に対しては、各学校において、担任、学年主任、事務職員、管理職が連携して、本当に粘り強く対応していた。そういうことで、公会計化になるとときには学校の方から督促を引き継ぐということはなかった。というふうに答弁されております。公会計化になった令和4年度以降、市において徴収するようになったが、令和4年度から令和6年度までの3年間の未収金は、月単位で言うと延べ約1000件、実際の人数で言うともう少し減りますけれども、月の納付書が出た件数で言いますと今まで約1000件、430万円程度の金額が未納ということになっている。という答弁をされております。それから、②未収金の対策はどのように考えているのか。ということで、教育長の方から答弁されておまして、公会計化になって実際に未収金が増えたということはあると思う。これは一つにはいろいろ手を打っているが、顔が見えない関係、そういうところも一つの原因となってきているかと思う。また今もお話をしておりますが、給食費の無償化への動きということも一つの原因になっているのではないかと思う。と答弁されております。実際現在行っている手立てとしては、年度当初に1年間分の給食費の金額、それから引き落とし口座について、全保護者へ通知している。さらに、毎月引き落とし日の前には、保護者への連絡システム「すぐーる」で、全保護者に口座残高の確認を促すメールを送付して、残高不足による引き落とし不能を防ぐことを行っている。また、未収金については、翌月に不能通知書を送付している。さらに未納の場合は督促状を送付、それでも未納の場合は年度末までに催告書を送るなど、再々支払いをお願いしている状況ではあるが、なかなか未収金が減らない状況となっている。今後は、他市で実施している方法を研究しながら、例えば、保護者からの事前の同意が必要となるが、滞納が確認された場合には、児童手当を給食費の支払いに充当するといった方法などを検討して、未収金への対策を行っていきたいと思っている。というふうに答弁をされております。これに関連して質問がありまして、担当課が実際に学校現場の先生が昔からやっていたように動くことはやめてほしい。職員の負担がないように、未収金のあり方、給食費について考えてほしいがどうか。というご質問が追加でございました。これについては市長の方から、払えない理由もそれぞれあるでしょう。子どもはそのことを知らずに食べている。切ない話であるけれども心を鬼にして、ルールはルールなので、ぜひ給食費は払っていただきたいと思う。児童手当からの引き落としということもあるが、そういう手段も考えた上で望ましいのは、やはりみんなの心のもちようで、給食費は払っていただきたいということを私からメッセージを出すか、教

育長からメッセージを出すか、職員が負担増にならないような大きな発信はした方がいいと思う。給食費を払っていない保護者の方には、ぜひお支払いいただきたいと思う。というふうに答弁をされております。この後なのですけれども、やはりこれから給食費が無償化になるということで、今の未収金自体はまだ催促というか、払ってくださいというお願いはしていますけれども、このままだとやむやみになる可能性も高いような気がしますので、電話連絡等、未納の方に接しながら、なるべく回収に努めていくということで進めております。次の4人目です。川緒議員です。川緒議員については、大きく2点の質問をされております。まず1点目は、まちづくりについてということでございます。その中の教育委員会関連として、②人口減少地域の学校園統廃合の考えはあるか。という質問がございました。これに対しまして教育長から、高谷議員の質問に答弁したように、統廃合については慎重に考えていく必要があると思っている。将来、統廃合を考えていかなければならない時が来るかもしれないが、まだその段階ではないと思っている。当面は、現行の教育体制の維持を目指して、学校の特色づくりとともに、現在取り組んでいる教育特区や小規模特認校制度をさらに推進して、児童生徒幼児の人数の確保、学校規模の平準化、また、学校園を活性化することによって人口流出を抑えることに取り組んでいきたいと思っている。という答弁をされております。それに関連いたしまして、地元の子どもがいなくなり、地区外の子どもだけの学校となった時に、地元の人が学校運営協議会とか協働本部に入っているが、協力できるのか不安がある。特区を生かした定住・移住の策があり、住んでもらわないと地域との交流もなくなると思う。特区を生かした策を考えているか。というご質問がございました。これに対しまして教育長から、特区を生かして定住・移住を促進すべきということであるが、まさにその通りだと思う。これについては教育委員会だけでできる問題ではないので、しっかり市長を始め、市長部局、担当部署としっかり協議したいと思うが、学校園に他の学区から特区を利用して子どもをしっかり呼び込む、来てもらうことによって学校園が活性化する、地域が活性化することで、人口の流出を抑えることも非常に大切な要素ではないかと思っている。という答弁をされております。次に（2）旧維新幼稚園・小学校の跡地利活用について。でございます。まず、①サウンディング型市場調査への参加業者の意見を踏まえて、今後の方針はどうか。というご質問がございました。これに対して教育長から、今年実施したサウンディング調査というのは、プロポーザルをするための前段階として、プロポーザルの条件を決めるために行ったものである。そういうことで、我々の方針としては、プロポーザルを実施するためのサウンディング調査でいただいたアイデアを地域の皆様とも共有し、意見をいただいて、それからプロポーザルを実施していきたいと思っている。民間活力を導入した有効活用に向けて地域と一緒に公募条件を作っていきたいと考えている。というふうに答弁をされております。次の、②公募型プロポーザルの条件に、地元の意見も反映されるのか。というご質問がございました。これに対しまして、教育長から、これまでも何回か、昨年、一昨年と地元の方に集まっていただき話し合いをした。その中には、子どもが集う場、地域住民が集う場にしてほしいということも多くあった。また、民間譲渡すべきという意見もあった。

そういうことも含めて市の方でも共有して考えているところであるが、サウンディング調査で出されたアイデアもしっかりと地元と共有して、条件の設定をしていきたいと思うので、当然に地元の意見はこれからも聞いていく。という答弁をしております。それから③跡地利活用問題をいつまでに終結させるのか。というご質問でございますが、これについては、具体的な時期については、はっきり言うことはできないが、プロポーザルをできるだけ早期にしていきたいと思っている。そのためには地元との話し合いをできるだけ早く実施して、プロポーザルの実施に繋げていきたいと思っている。と教育長から答弁をしております。それから④教育施設ではあるが、市としてどうしたいと考えているのか。ということに對しまして、市長の方から、基本的に、できるだけ早くしたいとは思っているので、教育長の答弁にもあったように、みんなの意見を聞きながら、できるだけ早く進めていこうと。願わくば、地元の方が納得する形というのは根底に持っている。いろんな意見があることも分かっているので、よく説明をしながら進めていきたいと思っている。という答弁をされております。

2番目、教育行政についてということで、(1) 学校施設についてのご質問です。まず、① 中学校・義務教育学校のトイレの改修・新設計画はあるのか。というご質問でした。これに對しまして、教育長から、中学校・義務教育学校フロンティアキャンパスのトイレの改修については、まずは洋式化を進めているところで、洋式化率は現在のところ71.3%、小学校の方は77.6%だが、当初の予定よりも少し前倒して急ピッチで進めているところ。それから次の段階として、乾式とかも考えていかないといけないと思っているが、まずは洋式化を進めている。それから、総社中学校の屋外トイレについては、現在のところ予定しているわけではないが、今後、学校とも話し合いをしながら、必要ということであれば対応していかないといけないと思っている。という答弁をされております。それから②総社東中学校のグラウンド整備はいつ行うのか。というご質問でした。これに對しまして、教育長から、東中学校のグラウンドの水はけは、本当に必要性を強く感じている。一方で、昨年の11月議会で答弁したが、暗渠を埋め込むというのが抜本的な改修だと思うが、これをすると費用面だけでなく、グラウンドが半年程度は使用できない状態になり、授業とか部活動とか参観日とか学校の教育活動に大きな影響がある。そのため、まずは側溝を綺麗にしたらどうだろうかということで、これは私が東中学校にいた時も、保護者の方にも手伝っていただいて掃除をしたりしたこともあるが、抜本的に側溝を泥上げしようということで、昨年末に教育委員会の職員で掻き出して、それから業者によってポンプで水路清掃を行ったところである。そうすると、南側だけをしたので南側については、かなり水はけが良くなっている。ただ、北の方は手をつけていないので、まだ雨が降ったら水溜りができている状況にある。北側と東西について、今はもう水路がどこにあるか分からないような状況なので、そこを少しずつになると思うがやっていきたいと思っている。まずは、水路を掃除することで水はけを良くしていきたいと思っている。という答弁をされております。これに對しまして、川緒議員の方から、平成29年8月の定例会で前教育長が、東中学校、西中学校、池田小学校がグラウンド状況の悪いワースト3と答弁している。西中学校と池田小学校の整備計画はあるのか。

というご質問をされました。これに対しまして教育長の方から、西中学校については、校舎が南側でグラウンドが北側という立地の関係で影になる部分がなかなか乾きにくい状況がある。それをどうしていくのかということだが、今のところ計画をしているわけではないが、実態をしっかりと把握して、できることをしていきたいと思っている。池田小学校についても同じで、実態を早期に調査していきたいと思っている。という答弁をされております。次に、山名議員の質問でございます。教育委員会関連といたしまして、遊具についてということで、(2) 炎天下のもと、学校園での遊具が高温となり使えない状況もあると聞くと、遊具への高温対策は適切に行われているのか。というご質問でした。これに対しまして教育長から、学校園での遊具の高温化に対する対策として、それぞれの学校園で暑さ指数の計測器を設置して、暑さ指数(WBGT)が31を超えた場合は屋外での活動をしないことにしている。さらに、そこまで達しないにしても日差しが強かったりしてかなり高温になる場合には、ステンレスなど高温になる遊具については、使用禁止ということを早めに判断するようにしている。また、幼稚園等では寒冷紗を設置する、屋根をつけるなどして、日陰の部分面積的に多くして高温になるのを防ぐといった工夫もしている。また、小学校等では授業で鉄棒を使う場合、濡れたタオルであらかじめ冷やして温度を下げて、それから使用するといった工夫もしている。昨今の気候変動によって年々暑さが増していく中で、職員一同、天候や遊具の状態について十分注意を払って、子どもたちが安全に遊べるようにしているところである。また、樹脂製のところもあるが、一長一短というか、メリットデメリットがあり、どうしても耐久性の良いステンレスと比べてみると劣るということもある。そういうことで現在のところ、ステンレス製の滑り台が熱いからすべて樹脂製に変えていくというようなことはしていない。という答弁をされております。更に山名議員の方から、小学校・幼稚園の遊具の更新について、やけどの可能性もあり使えないというのであれば取り替えをしていく計画はあるのか。というご質問がありまして、教育長から、耐久性というか、古くなったものについては更新するが、暑さ対策のために更新していくということは、今考えていない状況である。というふうに答弁をされております。それから、山田議員です。こちらについては市長部局にも、全体的にカスタマーハラスメントの対策と条例化ということでご質問をいただいておりますが、教育委員会関連の部分についてご説明いたします。(2) 教育現場の実態把握と責務整理について。ということで、①過去の教育長答弁を踏まえ、教育委員会として現状をどのように認識しているのか。また、教職員への公的な実態調査を行う考えはどうか。というご質問でございました。これに対しまして教育長から、教育現場における保護者や地域住民からの意見や要望・要求は、非常に多岐にわたっている。明らかに最初から不当だというのは少なく、学校との意識のずれに端を発して、学校や教員の指導のあり方や保護者に対する学校の説明の仕方に対する不満がエスカレートするケースが多くある。学校園は、その都度話し合いを重ねて対応しているところである。その意見や要望・苦情の中で、カスハラに当たるかどうかは非常に線引きが難しいところではあるが、学校側の報告を整理してみると、過度な要求あるいは正当とはいえない意見は、厚生労働省の労働

政策審議会の例示に照らし合わせると、今年度に入って１０件程度はあると思う。これらについては、学校からその内容や学校の対応状況等の報告があり、必要に応じて学校と教育委員会とで協力して対応している状況である。と答弁をされております。山田議員の方から更に、保護者や地域からの不当な要求等について、現職の現場の教職員の皆さんを対象とした実態調査を行う考えはないか。とのご質問がありまして、教育長から、学校と教育委員会との関係では、まず担任等の教職員が要求や苦情を受けた場合は、管理職に報告・相談をして学校として対応することを一次的には行い、その上で管理職から教育委員会へ報告をするというルートとなっているので、今後、教職員から管理職、管理職から教育委員会、ここを徹底することによって、教育委員会として今でも大体は把握できているが、これを確実に把握できていると思っている。そういうことで、現在のところ実態調査の必要性は感じていない。という答弁をされております。それから更に、教育現場でも市と同じような形で実態調査をするべきではないかと思うが、なぜその実態調査を行いたくないのか明確な理由があれば答えてほしい。という質問がございました。これに対しまして教育長から、行いたい、行いたくないという問題ではない。これは苦情を受ける教職員によって、働き方改革ということに関わるという話もあったが、苦情を受けたときの対応というか、私はやっぱり、教員もしっかり対応できる力をつけなければいけないと思っている。その上で、些細なことでも対応はもちろんきちんとしていかなければならないと思うが、報告をきちんとする。こういうことを徹底していくということがまず第一であって、一人一人から状況を聞くということが大切なことではないと思っている。というふうに答弁をされております。それから②意見・要望とカスタマーハラスメントの線引きが難しい背景として、保護者・教職員・教育委員会の責務整理とガイドラインの作成が必要であると考えがどうか。とのご質問でした。教育長から、まず三者の責務整理ということについては、カスハラ防止という観点で言うと、教職員は保護者に寄り添った対応を前提としながら、カスハラ防止に資する言動に努める、丁寧な説明だとか毅然とした態度、そういうことである。保護者については、意見や思いを伝えることは大切なことであると思っている。意見をすべて否定するというのではなく、これは必要なことだと思っているが、その際、カスハラに当たるような言動を行わないように注意を払うというのは、保護者の責務だと思っている。それから、教育委員会は、学校や教職員に対する相談体制を整備するとともに、問題解決に向けて学校と協働することで、教職員が安心して仕事ができる環境を整備することであると思っている。その責務をそれぞれ三者が理解して尊重するということが重要であると思っている。また、ガイドラインの作成については、ガイドライン的な資料が県教委から出ており、これは８月議会で答弁したが、それを各学校で研修をしている。そういうことに加えて、総社市の学校園は市立であるから、総社市役所のガイドラインを作るとしたら、やっぱり学校現場でも活用できるもの、違いはあるが共通したところも多くあると思うので、活用できるものにするのがよいのではないかと考えている。というふうに答弁をされております。次に、（３）市役所・教育現場の共通基準づくりについて①市役所と教育現場の実態把握の差をどう認識しているのか。とい

うことで、こちらについては市長の方から答弁をされております。やろうと思っていることは同じだとは思いますが、過程において違うと思う。2つあって、違いの1つは61件市役所側ではカスハラがあると言ったが、明確な定義づけをして、その61件をもう1回ふるいにかけたら減るかもしれない。あるいは増えるかもしれないが、市職（市の職員）はとにかくやってみたということである。教育委員会の方はそれをやらないで、その定義付けについて先にやった方がよいということだと思うが、思っていることは一緒だろう。もう1つは、教育長が言った「教員自身も自立性を」みたいな、そういう発言だったと思うが、私はこの件に関しては、当然ながら市役所の職員もしっかり対応しないといけないとは思いますが、職員を守るばかりのカスハラ条例を作ってはいけないと思っている。ただ、しっかりしないといけないけれども、過剰なものに対してはやっぱり守らないといけないと思う。だから多分、同じような方向性だと思っている。という答弁をされております。それから②相互尊重の観点から、共通のカスタマーハラスメント対応基準を整理し、調査・記録・研修の共通化を図る必要があると考えるがどうか。というご質問でした。こちらについてはまず市長から、市として、教育界も含めて、あるいは病院であるとか企業体であるとか、行政ばかりを守るというものであってはいけないと思っている。市全体でのルールづくり、目的であると思う。カスハラ定義、お互いの責務、それに対する対応など、共通項目を最大公約数的に求めていく必要があると思う。と答弁されております。教育長の方からは、この質問に答える前に、先ほどの質問（実態調査を行わない理由）で私が言ったのは、否定的な意見を言われたらすべて苦情だ、クレームだと捉える、そういう捉え方はいけない。教員はそういう面では力をつけていけないといけないということなので誤解のないようにお願いしたい。ということです。このご質問のカスタマーハラスメントの対応基準については、教育現場においても対応する際の目安となるものだと考えている。教育現場と市役所では違うところはあるわけだが、市役所で対応基準を作成する際には、教育委員会ともしっかり協議をして、教育現場でも活用できるものにしていきたいと思う。また、調査・記録・研修についても、共通化できるものについては検討していきたいと思う。という答弁をされております。それから次です。（４）カスタマーハラスメント防止条例の検討状況と方向性について①8月定例会での「基準整理・条例検討」に係る市長答弁後の進捗はどうか。というご質問です。こちらについては、市の総務部長の方がまず答弁をしております。現在の進捗状況は、他市のカスタマーハラスメント防止条例や基本方針、対応指針などを調査研究しているところで、現在、市役所におけるカスタマーハラスメントの条例案のたたき台を作っているところである。今後は、そのたたき台を基に市役所内におけるカスタマーハラスメント防止対策のルール作りに努めていきたいと考えている。と答弁をされております。これに對しまして山田議員の方から、最終的には市全体の様々な業種をカバーするものが必要だと考えるが、まずは、市役所と教育現場から進めていく必要があると思っている。最終的なゴールの条例検討と並行してそういったところのガイドライン、ルール作りなどを先行して準備することが必要だと思っている。まずは、市役所と教育現場をカバーできるルール作りができないか。と

というご質問がありました。これに対して市長から、まずは市役所。これがしっかりまとまっているということが大前提となった上で教育界とよく話をしながら進めていき、最終的には全市をカバーできるものを作っていきたいと思っている。というふうに答弁をされております。それから、②関係者の責務を明記し、将来的に市内事業所にも広げる“総社モデル”として条例を構築する必要があると考えるがどうか。というご質問に対して、市長の方から、全体をカバーするカスタマーハラスメント条例、全市に向けたものを作っていきたいと考えている。かなり高いハードルで難しい部分もあるかと思う。例えば、企業においては取引先であるとか、顧客であるとか、病院であれば患者さんであるとか、その家族であるとか、医療行為に対する判断しづらい部分もあるかと思うが、そういう中であって全市をカバーするものを目指して作っていきたいと思っている。というふうに答弁をされております。山田議員がこれに對しまして、一緒に作り上げていく諮問機関的なものであるとか、意見交換の場というものを設けていく必要があるのではないかと思うがどうか。また、この検討していくスケジュール感についてはどうか。という質問をされております。これに対して市長の方から、諮問機関、あるいは専門者会議は作らないとできないと思っているので、これは早晩作っていきたいと思う。スケジュール感はまだわからない。わからないが、私はそれほど長い時間をかけて、5年も10年もというものではないと思っている。今困っている方々がたくさんいるので、できるだけ早くにとは思っているが、いろんな意見が出てくることは容易に想像がつくので、できるだけできるスピードの中で早く作っていきたいと思う。という答弁をされております。説明内容については以上でございます。

◆久山教育長 大変長くなりましたが、今回はたくさんの質問が出たということと、詳細を委員さん方に知っていただく必要があるということで、聞いていただきました。何か、全体を通してご質問はありますでしょうか。

◆三宅委員 カスタマーハラスメントについてですけど、医師会とかでは、はっきり暴力と分かるものは、警察に連絡しようと言っている。この場合はどうか知りませんが、そういうところで、大きなところは決めていけるのかなと思いました。以上です。

◆久山教育長 そうですね。暴力はもちろんのこと、怒鳴るとか、土下座しろとか、明らかにこと、市役所の中ではありますけど、ここで作ろうとしているのは、民間も含めた市内全体の条例というもので検討しているということであります。なかなか難しいことだと思うんですけど、市役所という行政機関特有のものがあったり、学校現場も特有のものがあったり、そこをまずは一緒にしようと。そこから民間とか、市内の事業所、全部に共通したものを作っていけないものかということを今模索しています。今、三宅委員さんがおっしゃってくださったことは、その前提となるような、一番おおもとの部分は法に触れるようなことですからね。警察へ届けるということは、これまでも市役所の中ではしていましたが、どうなのでしょう。難しい場合もあるのでしょうか。

◆瀬尾委員 サービス業で店舗なのですが、問い合わせの電話1本でも、20分、30分と長く話されると、1人の人間がそれだけ時間を取られる。人件費削減ですごいぎりぎりの

人で働いているので、そういうのも30分経ったら切っていいよとされています。会社の方からもこれ以上は対応できませんと、切っていいですよ。クレームの電話だったり、いろいろ問い合わせではあるのですが、なかなかその差別化というのは難しいなと感じます。

◆久山教育長 そうですね。最後の方で市長が、諮問機関だとか、専門者会議を使わないとできないと言っているのは、市役所の中だけのことならよくわかっている。学校現場や教育界は教育委員会がわかる。すべてをトータルしていくことになる、今おっしゃったような問題があったりしますので、なかなか難しい、大変なことになると思います。またそういうことも、ご意見をお聞かせいただきたいと思います。

◆三宅委員 そういう流れで、カスタマーハラスメントという実態、こんなことがあるのだよという、皆さんが認識すること自体も役に立つのかなと思いました。

◆久山教育長 そうですね。カスタマーハラスメントというのが、どういうケースがそれにあたるのかということを、厚生労働省だったかが示したものがありますので、また次回それをお示しして、まずこの中で共通理解を図りたいと思います。ほかにございませんか。よろしいですか。

次に、(2)「令和7年度卒業式、令和8年度入学(園)式・卒業式予定表(案)について」事務局から説明願います。

◆村山学校教育課長 3月13日・17日・18日、4月9日・10日・13日の予定をお聞かせください。それを基に出席いただく学校園の調整をいたします。あとでよろしく願いいたします。以上です。

◆久山教育長 卒業式・入学式は、コロナがあった関係で、私と市長は、小学校1校、中学校1校、幼稚園1園ずつ、違うところに行くようにしています。祝辞というか、教育委員会は正式には告辞と言うらしいです。来賓ではないので告辞というのが正式な言い方なのですが、そこで私が話をする。市長は祝辞なのですが、そのほかのところには、ビデオで流すということを、コロナの時には全く行かなかったかな。それまでしていなかったことなのだけど、できるだけ出席者を減らすということでそういうことを。そうすると、結構好評だったというか、それがいいという現場の声もありまして、そのままの方向性で来ました。今年まではそういうふうにしようと思うけど、今後どうしていくか、8年度の入学式まではそれでいこうと思っているのですが、その形をその後も続けていくか、元に戻してそれぞれの出席の人が、教育委員会としての告辞をそれぞれ行かれた学校で話すのか、何年か続けて今の形にしてきたので、検討する時期かなというふうに思いますので、またご意見をお願いしたいと思います。何かこの場でご意見があれば、やり方も含めお願いします。

◆児島委員 市長さんが映像でしゃべられて、教育長がしゃべられて、あのスタイルは結構すっきりしていますよね。流れがね。

◆久山教育長 私が先なのです。

◆児島委員 そうですね。校長先生の話があった後にね。流れとしてはいいなという気はし

ますけど。

◆久山教育長 私が行けないところは、ビデオというかスクリーンで流してもらうのですが、その形でいいのか、自声で、行かれた人が教育委員会としての教育長の代読をする。本来、ものすごく正確に言うと、告辞というのは教育長の祝辞ではなくて、教育委員会の告辞という趣旨のようですが、学校の方は細かく言っていないし、今現在そんなにこだわっていないから、教育委員会からお祝いの言葉というふうに式次第にはつけています。あまり硬い言葉で言ったらきりがいい。今のでいいのかな。

◆三宅委員 私はいいです。

◆久山教育長 三上先生は。私は是非、自分の声で、自分の言葉で伝えるというご希望があれば。

◆三上委員 色々でいいかなと。校長先生の祝辞があって、市長もあって、教育長もあって、教育委員もあってとなると、直接の声ではあるけれど、しゃべることが多くなってしまうので、ビデオみたいなのも、校長先生の話は直接、ビデオレターみたいなのはビデオレターで。子どもの目先が変わるので、今の形もいいかなと思っています。

◆久山教育長 瀬尾委員さん、どうですか。

◆瀬尾委員 子ども向けには、ビデオレターは楽しそうです。見るのを楽しみにしている感じがします。実際にうちの子どもが5年の時にコロナで、6年の時が多分ビデオレターだった気がするのですけど、喜んでいました。

◆久山教育長 実際、ほとんどの学校は、私も市長もビデオだったのです。行ったところは本人とビデオで、そういうところが、わずかな学校しかできないですね。中学校は本人が行く頻度が高いけど、小学校は滅多に回って来ない、そういうところかなと思うのですが。最後に自分は「何月何日 総社市教育委員会教育長久山延司」と言うけれど、そこは「総社市教育委員会」でいいのだと思うのだけど。そうすると実際の声、実際の姿。去年、東小学校に行ったかな、ご本人に来ていただいてお話をさせていただくと、締まった感じがしますと校長先生に言われたから、本人というのは、私である必要はないのかなと思ったり、教育長である必要はないのかなと思ったり。そこも何がいいのか。

◆三上委員 教育委員さんが来られたら、以前は代読と言われて、その後に少し、ご自分の言葉も、お祝いの言葉を言われたりというのもありました。

◆久山教育長 教育委員会ということであれば、教育委員さんが行かれたら代読ではないのです。教育長の言葉を代読するわけではないので、教育委員であれば、教育委員会なのですから代読ではない。事務局は、細かく言うと代読かもしれないけれど、市の教育委員会ということであれば、教育委員会事務局なので、代読ではなくていいのかなと思います。一言二言、最初に言ったり最後に言ったりして、教育委員会からの祝辞を述べさせていただきますと言って、話す。市長との兼ね合いもあるのですけど。今の形で何年か経ちましたので、随時見直していく必要があるのかなと。

◆児島委員 登壇してしゃべると、その時間はかなり長い。しゃべる人が増えれば増えるほ

ど式が長くなるというか。

◆久山教育長 もちろんそれを言ったらビデオはしないのです。

◆児島委員 市長さんのビデオは必要になってくるよね。

◆久山教育長 市長がどう言うか。市長部局も部長とか、実際に話をすれば、それはそれでいいかなと思うのですが。どちらにしても、今年度末と年度初めに関しては、かなり近いから今まで通りの形でしたいと思うのですが、その後について、検討の必要があるのかなと思いますので、意識して、気に留めておいてください。

◆児島委員 ということは、みんなですということですよ。

◆久山教育長 学校に一人、行っていますから。作るのは、教育委員会としてのものを作るのです。共通したものとして皆さんにお渡しして、その前後で話をされたい方がいたら、一言二言話をするのはいいと。「教育委員会の祝辞を述べさせていただきます」という始まりから。委員さん方のご意見とか、事務局の意見も聞きながら決めていかないといいかなと思いますので、よろしくお願いします。日程についてはよろしいですか。

次に、(3)「こども夢応援表彰(藤井秀昭賞)について」事務局から説明願います。

◆田中学校教育課参事 失礼します。お手元に、運用要領と募集要項がありますので、ご覧ください。まず初めに資料の字に誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。運用要領の方です。裏面の一番下、「適応する」と書いてありますが、「適用」なので、訂正をさせていただきます。申し訳ありません。では、説明をさせていただきます。長年にわたり地域医療に貢献された医師、藤井秀昭様のご遺族からの寄付を基金とし、こどもの夢を応援する事業として、「総社市こども夢応援表彰(藤井秀昭賞)」を行います。スポーツ及び文化芸術等の分野において顕著な成績を収め、市民のスポーツ及び文化芸術等の推進に対する機運を高めることに貢献した児童生徒を表彰することで、これらの分野の活動を奨励し、児童生徒の健全育成に寄与することを目的としています。表彰対象者は、スポーツ及び文化芸術等の分野において、全国大会等で3位以内、国際大会等で顕著な成績を収めた、総社市内在住または総社市内の学校に在籍する小中学生です。例えば市内在住で、市外の学校(支援学校を含む)に通っている児童生徒も対象となります。表彰者は自薦他薦を問わず、広く公募の上募集を行い、審査委員会で審査をした結果、この教育委員会でお諮りし決定となります。対象となる成績の期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの間とし、表彰式は翌年度の夏に行う予定としています。表彰者には、賞状と表彰記念品のほか、個人表彰は3万円、団体表彰は30万円を贈呈します。今年度から始め、令和8年2月2日から令和8年4月15日までの期間、募集を行い、令和8年の夏に第1回目の表彰式を行う予定です。今後は総社市の広報誌やホームページなどで告知を行うこととなっております。以上です。

◆久山教育長 何かこの件について、ご質問はございませんでしょうか。これは、全国大会で顕著な成績を収めたということなので、かなり高いレベルの表彰にはなると思います。ただこれは、企画をする中で、競技によって、競技人口が違ったりしますので、かなり不公平感のようなものが出ないかなという心配はあったのですが、基準を満たすという形でス

スタートしようということで決めたものです。何か、選考する際のご意見等ありましたらお願いします。

◆**児島委員** これは初めてですか。

◆**久山教育長** 以前は文化スポーツ部の方で、スポーツに限って言うと、あったのです。同じような基金でスポーツだけ。義務教育に限ったものではなくて、高校生・大学生でも対象。今回は義務教育に限って、文化の方でこういう賞は今までになかった。情報を得るのはなかなか難しい、自薦他薦も含めて、自分で立候補してくれないとわからないような、中体連とか、中水連とか、合唱連盟とかいうのはわかるけど、そうでない大会とかコンクールはわからない。できるだけ落ちがないように教育委員会でもしていきたいと思います。

◆**児島委員** 高木聖鶴先生の競書大会はこれに当てはまるの。

◆**久山教育長** 例えばそれで、特に優秀で、それを受けて全国の何かで優秀な賞を受けたら対象になります。書道でものすごく上手な子がいますね。中学生かな。こういうものがございしますので、また状況等をお伝えしたいと思います。

それでは次に行きます。(4)「部活動の地域展開について」事務局から説明願います。

◆**矢吹部活動改革推進室長** 失礼します。報告事項(4)「部活動の地域展開について」ご説明させていただきます。資料をご覧ください。令和8年度総社市立中学校・義務教育学校における拠点校部活動参加制度実施要項(案)についてご説明させていただきます。拠点校部活動参加制度は、在籍校に部活動の設置がない場合で、在籍校を変更することなく、他校に設置している部活動に参加できる制度でございます。本制度は令和6年度から実施しております。ハンドボール女子に3人、東中からの制度利用者がおります。総社西中の剣道部、総社中の野球部と卓球部についても、記載の通り実施いたしましたが、こちらは利用者はなしですが、令和8年度も継続いたします。さらに令和8年度から新たに、総社西中バレーボール部(男子・女子)を拠点校に、昭和五つ星学園の生徒の受け入れを実施いたします。なおこちらは、受け入れの開始は新チーム発足後の9月1日としております。記載以外の部活動については、在籍校に設置のある部活動に参加していただきます。この拠点校制度のお知らせは、1月14日の校長会で説明後、1月15日付けで、教育委員会から現在の中学1・2年生、義務教育学校7・8年生、小学校5・6年生の保護者宛てに通知をして周知を図っております。様式は市ホームページからダウンロードできます。拠点校参加制度の拡充や、合同部活動、これは段階的な地域展開と捉えております。引き続き、地域展開の課題を洗い出すとともに、きめ細やかな地域展開を推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

◆**久山教育長** 部活動の地域展開について、説明がありましたが、何かご意見、ご質問がございましたらお願いします。

◆**三宅委員** 利用している子たちは多くはないのですね。

◆**矢吹部活動改革推進室長** 東中のハンドボール部の生徒3人のみです。

◆**三宅委員** 都道府県対抗の大会で、中学生の部で、地域クラブから出ている子たちもいた

みたいなので、そうになっていくのかなと、ちょっと感想です。

◆矢吹部活動改革推進室長 今後地域クラブ化が進んでいくと、地域クラブから出場する生徒も、全中にもあふれてくるかと思います。

◆久山教育長 ちなみに吹奏楽で、東中学校が31年ぶりだったかな、全国大会へ出場したのですが、中国地方から3校出ているのです。総社東中と、出雲第一中学校、これも名門というか常連校なのです。もう1つは、桑の華なんとかクラブという名前ですけど、桑山中学校が山口なのですが、その中学校は、中国大会の常連校なのです。全国も出場経験があると思います。そこを中心として、近隣の学校と同じ拠点校という形で、あれは合同かな、拠点校かな。

◆矢吹部活動改革推進室長 地域クラブです。

◆久山教育長 地域クラブ。だから、拠点校のような形かな。桑山プラス周りの中学校からも入ってくるといような形で、全国大会に出ている。いよいよ地域展開のそういうチームが全国の舞台に出てきている、そういう状況です。本市の1つの特色として、一番最初に始めたのが、総社中学校と五つ星の合同部活動。その形を拠点校、西中のハンドボールを皮切りに拠点校という形で他からも行ける。そのチームは西中ハンドボール部。合同部活動は、総社中学校・五つ星学園合同チーム。拠点校というのは、その学校に参加するという形、その違いなのです。両方が並行して進めている、という状況です。先ほど矢吹室長が説明したのは、令和8年の9月1日からバレーボールも始めますということですね。そういう進め方をしているということです。

◆三上委員 質問していいですか。拠点校方式だと、例えばハンドボールだと総社西中学校が拠点校なので、もし表彰とかされる場合には、総社中学校とか五つ星が入っていても、総社西中学校として表彰されるということですか。

◆矢吹部活動改革推進室長 部活動としての表彰。部員が複数校にまたがっているという状況です。

◆久山教育長 「総社西中学校ハンドボール部」なのです。東中の子が3人参加しているけど。

◆児島委員 出場資格というか。

◆矢吹部活動改革推進室長 そうです。

◆三上委員 合同になるとまた名前が変わってくるので。

◆久山教育長 合同というのは、地域展開とか地域移行とかが始まる前から、だんだん小規模校化していますでしょう。野球とかサッカーとか、大人数での競技が成り立たなくなって、2校・3校合同というところが県内にもたくさん出場しています。まずは、すべての部活動を総中と五つ星は合同にしていきましょう、から始まった。それはもう合同よりも拠点校の方が運営がしやすい、子どものニーズに合うだろうというところは拠点校に切り替えていく。ハンドボールのように1つしかない、ハンドボールがしたいという子は、例えば東中なら、東中の看板を背負うことはできないけど、好きなハンドボールはできるということで、

今進めているということです。よろしいでしょうか。

それでは次に、(5)「乳児等通園支援事業の実施について」事務局から説明願います。

◆大西こども夢づくり課長 失礼いたします。報告事項(5)「乳児等通園支援事業(通称子ども誰でも通園制度)の実施について」ご報告いたします。本事業の目的としましては、乳幼児への遊び及び生活の場の提供、並びにその保護者への面談や援助といった、乳児等通園支援を提供することにより、乳幼児が心身ともに健やかに育成されることを保障するものとしております。本事業の概要ですけれども、本市では本年度、残り数か月とはなりましてけれども、来月の2月から、この乳児等通園支援事業の試行的実施を開始することとしております。その実施事業者となりますのが、特定非営利活動法人ほっとはあと様で、実施の場所が、総社市駅南二丁目地内でございます。ほっとはあと様は、現在中央六丁目で認可外保育所いろうり保育園を運営されておりますが、2月から駅南二丁目に移転されまして、そこで認可外保育所と合わせまして、この乳児等通園支援事業を実施されることとなります。また、ほっとはあと様は、10月の教育委員会でご報告させていただきましたが、4月からは認可外保育所から、認可の小規模保育事業所へ移行されることとなっております。次にこのたび、ほっとはあと様が実施されます、主な事業の内容でございます。対象となる児は、保育所や認定こども園などを利用していない、総社市に住民票があります、0歳6か月から満3歳未満までの乳幼児とし、実施日時は、祝日を除きます、月曜日から金曜日までの平日で、9時30分から16時30分までとしております。ただし1人あたり月10時間を上限としております。利用料金は国が定めます基準を準用しまして、1人1時間あたり300円としまして、利用定員は5名としておるところでございます。次に利用の流れでございます。まず、利用の申請につきまして、市の窓口に来庁されなくても、個人のタブレットやスマートフォン等を使用しまして、市の専用「Logo フォーム」から電子申請を行うこととしております。申請の認定後は、国の「総合支援システム」から必要な情報の登録を行っていただきまして、登録後、利用を希望される施設と、事前の面談を保護者と子どもと一緒に受けることとなります。面談後は、実際利用されます日程の予約を、国の「総合支援システム」から行いまして、当日の利用という流れになっております。今後のスケジュールとしましては、現在広報そうじゃ1月号を始め、市のホームページやSNSで広く周知の方を行っておりまして、1月9日から、先ほどご説明しました、利用申請等の手続きを開始しておるところでございます。現時点では、13件の申請件数となっておりますが、2月2日から利用の方を開始することとしておるところでございます。本市では今年度、試行的な実施を行いますが、令和8年度からは、法に基づいて本格実施となりまして、全国すべての自治体で実施するよう国から示されておりますので、来年度の本格実施も見据えながら取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。報告事項につきましては以上でございます。

◆久山教育長 この件につきまして、何かご質問、ご意見がございましたらお願いします。

◆三宅委員 利用の流れというのが、すごくデジタルな感じで、年寄りにはなかなかよくわ

からない。若い方には大丈夫なのだろうけど、時代の流れを感じました。以上です。

◆久山教育長 その件について、私も同様に。

◆大西こども夢づくり課長 基本的には電子申請という形にさせていただいているのですが、そういった環境が整っていない方につきましては、こども夢づくり課の方へご相談いただければ、紙ベース等での対応も考えておるところでございます。

◆久山教育長 「ご相談ください」というのは何か示してあるのですか。

◆大西こども夢づくり課長 ホームページの方には、記載のほうはさせていただいております。基本はこういった形態、スマートフォンでの電子申請となります。ちょっと若い方向けなのかなという動きは、考えております。

◆久山教育長 若い方でもあまり得意ではない方もおられる可能性もありますよね。スマホを持たない主義というか、そういう人もいます。どんな人にもわかるようにして進めていると思うのですが、これからも。ほかにございませんか。よろしいですか。

それでは次に、(6)「保育所・幼稚園等の入所申込状況等について」事務局から説明願います。

◆大西こども夢づくり課長 失礼いたします。報告事項(6)「保育所・幼稚園等の入所申込状況等について」ご報告いたします。まず、①令和8年度保育所・幼稚園等の入所申込状況につきましては、一次調整終了時点での数字を記載をしております。まず保育所・認定こども園の保育部、こちらの方の申し込み状況ですけれども、全体の申し込みが1888人で、そのうち新規の申し込みの方が、473人となっております。下段の表の令和7年度の申し込みと比較しまして、全体で17人、新規の申し込みで19人の減少となっております。またその横の、幼稚園・認定こども園幼稚園部の申し込み状況ですけれども、令和8年度は全体で654人の申し込みがありまして、令和7年度と比べまして、105人の減少となっております。また、預かり保育につきましても、令和7年度と比較しまして、15人の減少という形になっておりまして、301人となっております。申し込みの件数につきましては、保育所で10数名、幼稚園では100人ほど減少しておりますけれども、その要因といたしましては、表に記載の方もしておりますが、未就学人口が昨年の3637人から3375人と、262人減少していることが、主な要因かと考えておるところでございます。また、今後の申込件数ですけれども、保育所につきましては、これから3月にかけて、二次調整・三次調整を行いまして、また幼稚園につきましても、保育所に入所できなかった方が幼稚園の申請をされる場合がございますので、例年両方とも、こちらの件数よりも若干増加する傾向となっております。続きまして、②令和7年度保育所等の入所・待機児童等数でございます。認可保育所や、認定こども園保育部など、保育所関係施設へ入所している園時数は、1月1日時点で1830人となっておりますが、一方で入所できていない待機児童数が4人、特定園を希望され、入所できていない方が、237人となっております。この入所ができていない方、合計241人の年齢別の内訳の中で、現時点では0歳児の人数が107人と多くなっておりますけれども、こち

らの0歳児につきましては、現行の5歳児が卒園した後の受け入れという形になりますので、年度末には大方減少するという傾向になっております。また3歳から5歳児につきましても、幼稚園での受け入れもございますので、こちらも待機児童数は、年度末になれば減少するという傾向になっておりますけれども、1歳児・2歳児の待機児童数につきましては、年度末になりましても入園が難しく、例年待機児童という形で多く残ってしまいます。そのため来年度は、小規模保育事業所が2施設、また令和9年度には90人定員の認可保育所1施設の設置を予定しておりますので、ほかの施策と合わせまして、待機児童解消に向けまして取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。ご報告は以上でございます。

◆久山教育長 この件につきまして、何かご質問、ご意見がございましたらお願いします。子どもの数、未就学人口が、今年度の5歳児が710人、この子どもたちが卒園します。0歳児は448人になります。この差が大きい。単純に比べるのは難しいものがあって、ここから5歳児になるまで、100人くらいこれまでで言う増えてくる。出生が少ないということは確かですね。7年度が539人、8年度、これは12月26日現在ということで、はっきりした数字はこれからまだわからないですけど、こういう。その差はこれを見ると、幼稚園にすべていっている。保育所は17人くらいしか減っていない。幼稚園は100人以上減っているということになりますから、この減り方から見ると、保育所の17人というのが、減ったうちに入らない。どちらかというと増えている、割合から言うと。幼稚園の100人以上減っているのは、明らかに減っているという見方をすべきかなと思っているのです。そのあたりで最初の話ではないですけど、幼稚園も含めた教育体制の在り方がこういうところにも表れていると。一桁の人数の幼稚園がかなり減ってきています。それはちょっとまた改めて、資料をお渡ししたいと思います pero 知っておいてください。非常に顕著に今回は現れて。

◆児島委員 これが将来の、小中学校の姿ということ。

◆久山教育長 私としてはと言うか、市長の考えも含めてですが、全国的には幼稚園がだんだん認定こども園になっている。総社市は幼稚園が公立で、保育所が私立ということで、なかなか認定こども園化するのが難しい状況です。岡山市は認定こども園をどんどん増やしている。どちらも公立・公立で一緒になっているところが多い。そういう今後の在り方を考えていく中で、幼稚園の存在は非常に大切な存在で、なくしたくないと思っています。いろいろな課題があります。急激に減っていくと、教員の人事や採用、そういうところにも影響が出てきます。今後がどうなっていくか分からない。先ほど、大西課長が言いましたように、保育所も一次調整・二次調整が進んでいく中で、保育所に行けない3歳児以上が幼稚園に流れるのはだいぶあると思います。そこはちょっと読めないところです。

◆三宅委員 ちょっと疑問なんですけど、1歳児で入るよりは、0歳児で入った方が入りやすいですか。

◆大西こども夢づくり課長 そうですね、入りやすさで言えば、そのタイミングがいいのかもしれません、保護者の方の育休のご都合がございますので、早く入らせたいという形で

あれば、しんどいと思うのですけど職場に復帰していただいて、0歳の時に申し込みをしていただくという形の方が比較的に入る傾向にはあるのですが、園の状況とかそういったところによりますので、一概には。

◆久山教育長 点数化していますので、点数にもよるのですけど。待機児童が多いのは1歳・2歳、特に1歳です。どちらが入りやすいというのは、一概には言えないところがあるのですが、待機児童の数で言えばそういう。ほかにはございませんか。よろしいですか。これについては継続してというか、進捗を追っていかないといけないので、2月も二次調整が終わった時点かな、また示してもらえますか。お願いします。予定していた報告事項は終わるのですが、事務局からそのほかありませんか。それでは、三宅先生お願いします。

◆三宅委員 すみません。2025年の出席停止をまとめた報告書です。20%以上を黄色、40%以上をピンクで示しています。現在の罹患率は、中学校で22.5、小学校で23.8%。例年25から30%で、ほぼだいたい例年のごとくの割合になりましたが、インフルエンザBがこれから流行るかもしれないので、プラスになるかもしれません。冬休みに入り、学校・幼稚園での流行はなくなり、インフルエンザAの流行は山を越えました。インフルエンザBの報告が増えており、休み明けに何校休校があるのか、懸念されます。現在罹患率の高くない施設も安心せず、今後流行する可能性がありますので、感染対策、特にマスクの使用をしっかりとってください。右下の図はAとBの傾向ですが、なんとなくBが出てきそうな雰囲気ではあります。体調不良時は自宅でゆっくり、外出時はマスクの着用、帰宅時は手洗いをしっかり、換気もがんばりましょう。2026年の1週・2週の報告です。1週は、休診の医療機関が多く、当番医の報告です。新年に入り冬休みということもあり、インフルエンザAの報告はここにありますように、急激に減少しました。他の感染者も減少して、小児科外来はゆったりとした診療ができています。インフルエンザBの報告がじわじわと増えております。このパターンは2023年・2024年のシーズンの流行パターンに似てきています。このシーズンは春休みまでB型の流行が続きました。これから入試など、行事の多い時期になります。受験生でもマスクの着用率は低いようです。症状はなくても感染予防のために、マスクの着用をお願いします。コロナの方は、少ないながらも続いています。大きな流行にはなっていません。毎回言っていますが、クラスに1人インフルエンザの患者が出ると、数日後には周囲の5・6人が罹患し、1週間するとクラスの半数が罹患して、2週間でクラス内の流行が終息します。ノロウイルスも出ています。岡山県には注意報が出ています。マイコプラズマ肺炎の報告が続いています。発熱及び咳が続く、コロナ・インフルエンザの抗原検査が陰性の場合は、お休みください。ちょっと今落ち着いた状態ですが、これからどうなるか、気を付けていただきたいと思います。以上です。

◆久山教育長 ありがとうございます。今落ち着いた状態ということではありますが、インフルエンザBの流行が心配だということで、Aに罹った人がBに罹りにくいとか、そういうことはないのですか。

◆三宅委員 全くないです。別の病気です。インフルエンザAに2種類あります。香港型

といわゆる新型、Bが1種類あって、3種類です。1シーズンに3種類罹った方もいますので、別の病気です。

◆三上委員 子どもたちは、予防接種を受けていますが、Aを対象に受けているのですか。

◆三宅委員 全部入っています。A・2種類B・1種類。ただ同じ、39度・40度で来られても、ワクチンを打っている子は歩いて来ます。打っていない子は抱っこで来てベッドに横になっています。罹るのは予防できなかったかもしれないけれど、軽く済んで良かったねと言っています。高齢者は打った方がいいです。

◆久山教育長 ありがとうございます。事務局も含めて何かご質問はありますか。よろしいですか。

それでは、次回の教育委員会の日程ですが、2月16日（月）午前10時00分から、市役所6階602会議室で開催いたします。

次に、3月の教育委員会の日程を調整したいと思いますので、事務局から提案願います。

3月の教育委員会について日程調整

◆久山教育長 それでは3月11日の午前・午後、3月16日・17日・18日の午後のどこかで決めさせていただくということよろしいでしょうか。

これで審議がすべて終了いたしましたので、本日の教育委員会を閉会いたします。

【閉会 午後4時30分】